

交渉速報

J R 貨物労組中央本部業務部

2018年7月31日

No.1

2018 JR 総連春闘

諸懸案事項 (その2) を整理する

中央本部は本日、申第11号「諸要求改善に向けた申し入れ」に対する諸懸案事項（その2）について、会社より提案を受けました。提案内容は以下の通りです。

1. 契約社員の表彰の改正について

契約社員を効績章の対象とする。

※表彰は当該年の10月14日までに、勤続年数が満25年以上の者に対して行う。

2. 独身者に対する帰省旅費の支給回数等の改正について

独身者（管理職社員及び28歳を超える社員は対象から除く）の帰省旅費支給回数について、現行「年3回」を「年4回」に改正する。

本社で採用し、その人事運用が全国展開となる社員についても、帰省旅費の支給対象とする。

3. 実施時期等

平成30年8月1日から実施する。

この諸要求改善項目は2018 JR 総連春闘において申11号（諸要求改善に向けた申し入れ）の議論において実施することを確認し、この間細部について議論を行ってきたものです。

「契約社員の表彰の改正」については、効績章について表彰の当該年の10月14日までに勤続年数が満25年以上の者に対して表彰されることとなります。したがって勤続25年を超える者についても対象となります。

「独身者に対する帰省旅費の支給回数等の改正」については、支給回数の増（年3回→年4回）及び総合職社員へ適用拡大が実施されます。なお支給回数については8月1日から「年4回」を支給することとなります。

2018 JR 総連春闘における成果ですので、組合員への周知をお願いします。

以上